



## 【同志社大学刑事判例研究会】医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

著者	緒方 あゆみ
雑誌名	同志社法學
巻	69
号	4
ページ	1487-1511
発行年	2017-09-30
権利	同志社法學會
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2019.0000000437">http://doi.org/10.14988/pa.2019.0000000437</a>

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

最高裁平成二七年五月二五日第二小法廷判決

平成二五年（あ）第七二九号・殺人、殺人未遂、現住建造物等放火被告事件

判例時報二二六五号一二三頁、判例タイムズ一四一五号七七頁

緒方 あゆみ

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

## 一 事実の概要

本件の事実の概要は以下の通りである。被告人（無職、当時四八歳）は、幼い頃から被告人ら家族のことを見下すような言動をする本家筋に当たたる伯母家族や近隣住民らに対して恨みや憎しみを長年にわたり募らせ、態度次第ではこれらの者をいつか殺害しようと包丁やガソリンを準備したが実現できずにいた。平成一六年八月一日夜、被告人は近隣住民と自宅前で口論になり、怒りの感情が高まったことを契機として、近隣に居住する親族や隣人らを一挙に殺害した上自宅に放火することを企てた。翌二日深夜、被告人は、各居宅内等において、順次八名の被害者に対して殺意を持って所携の骨すき包丁二本を用いて突き刺すなどして七名を失血死させて殺害し、一名に重傷を負わせた。その直後、被告人は母と同居していた自宅にガソリンを撒くなどして放火しこれを全焼させた。

被告人は、幼少の頃から短気で些細なことにカッとなつて興奮しやすい性格であり、小学校高学年頃、精神科でてんかん性性格と診断されたことはあつたが、何らかの精神的な病氣との診断を受けたことはなかった。検察官側は、簡易精神鑑定を行つて被告人に刑事責任能力を問えると判断し、殺人、殺人未遂および現住建造物等放火罪で起訴した。

本件では、一審から被告人の刑事責任能力の有無および程度が争点となつた。弁護人側・検察官側それぞれ精神鑑定書が提出されたが、被告人が有する精神疾患についての鑑定結果は異なつていた。弁護人側の鑑定（A鑑定）によれば、被告人は、各犯行当時、特定の人物に対して迫害妄想があり被害型の妄想性障害（パラノイア）に罹患していたとした上で、A医師は、当該障害に罹患している者の被害妄想を訂正させるのは極めて困難で、妄想のテーマとなつている領域については理非弁別能力が著しく侵されていたと判断するのが妥当であるとの意見を述べた。他方、検察官側の鑑定（B鑑定）によれば、被告人は情緒不安定性人格障害および不安性（回避性）人格障害の特徴を併せ有していたにすぎず、

妄想性障害にはり患していないとした上で、B医師は、被告人は一次妄想（真性妄想）ではなく、二次妄想（精神病に見られる妄想とは区別される心理的反応としての被害念慮）を有しているに過ぎないから情緒不安定性人格障害と診断されるにとどまるとしつつ、表出性言語障害が人格に与えた影響や強固な被害念慮が本件犯行を促す上で果たした役割を考えれば、心身耗弱が認められても不当ではない精神状態にあったとの意見を述べた。

これらの鑑定結果を受け、検察官側は、被告人の親族や隣人に長年見下された怒りが爆発したという動機は納得でき、犯行前後の行動も合理的であり、被告人には完全責任能力が認められるなどと主張して死刑を求刑した。他方、弁護人側は、被告人は本件犯行当時、持続性妄想性障害の影響により心神喪失または心神耗弱の状態にあった、仮にそうではなく被告人が情緒不安定性人格障害者であるとしても、幼児期のでんかん性発作に関連して生じたと思われる表出性言語障害が被告人の人格形成の偏りに大きな影響を及ぼしたと、特定の隣人を対象とする憎悪や被害念慮が認められることなどを考慮すれば、被告人は本件犯行当時、心神耗弱状態にあったなどと主張して無罪か死刑回避の減刑を求めた。

### 第一審 神戸地裁平成二二年五月二九日判決判例時報二〇五三号一五〇頁

一番は、本件に至る経緯や犯行状況等を認定した後、A・B両鑑定の信用性について検討した。その中で、妄想性障害にいう「妄想」は、現実での出来事に関連することが妄想内容に取り込まれているが、現実では明らかにあり得ない内容を訂正不能な形で確信することをいうとして、本件で両鑑定の採否を決めるに当たっては、被告人が抱いていた観念や認識内容が事実関係から考えてあり得ないものかどうか問題になると指摘した。その上で、被告人の人格特徴および認識内容とその評価を検討し、被告人の認識、すなわち、被告人が隣人から理不尽な扱いを受けていると感じてこれらの者について殺意を抱いたことは、被告人の立場に置かれた通常人であつてもそのような考えを抱くことはあり必

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

ずしも現実と程遠い考えであると断ずることはできず、被告人が妄想を抱いていたとはいえないとしてA鑑定を採用できないとした。そして、神戸地裁は、被告人の親族や近隣住民らに対する被害的認識を妄想ではなく被害念慮あるいは妄想様観念であるとするB鑑定は前提事実を適切に評価した合理的な判断であり、被告人は、本件犯行当時、妄想性障害にり患しておらず、情緒不安定性人格障害に不安性（回避性）人格障害の特徴を併せ有していたに過ぎないと認定した。なお、B鑑定において、被告人の養育環境は劣悪であり、表出性言語障害が認められることから限定責任能力を認める余地もある旨意見が述べられている点については、これらを理由に限定責任能力を認めることはできないと判断した。

以上を総合して、一審は、本件各犯行は被告人の形成してきた人格障害の影響のほか、被害者らに対する憎悪や被害念慮等を原因とするものであって、てんかんと関連すると思われる表出性言語障害等の影響についても責任能力の著しい低下を招くものとはいえないとして、被告人には本件各犯行当時、完全責任能力が認められるとした。そして、神戸地裁は、本件各犯行の罪質、動機、犯行態様ことに殺害の手段方法の残酷性、非情性、結果の格別の重大性、遺族の被害感情の厳しさ、社会的影響、犯行後の情状等からすると、被告人の罪責はあまりにも重大であって、被告人に有利な情状を最大限考慮に入れても、罪刑の均衡、特別予防、一般予防等の見地からして被告人に対しては極刑をもって臨むしかないと判断して求刑通り被告人に死刑を言い渡した。

弁護人側は、①裁判所が採用したB鑑定によると、人格障害に加えて強固な被害念慮があれば被告人に限定責任能力が認められるというのであるから、原判決には理由のくいちがいがあること、②A、B両鑑定とも、本件各犯行当時の被告人の責任能力について限定責任能力であるとの意見を述べて被告人の完全責任能力を否定しているのに、原判決はB鑑定の一部のみに依拠した上で完全責任能力を認定しており、精神医学者の鑑定意見を無視している点で後述の最高

裁平成二〇年四月二五日判決<sup>②</sup>、③被告人は、本件各犯行当時、妄想性障害にり患し心神耗弱の状態にあったのに、完全責任能力を認めた原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるとして控訴した。

## 第二審 大阪高裁平成二五年四月二六日判決 Lex/DB 文献番号二五四〇六七〇

二審では、新たに選任されたC医師によって一審の二つの鑑定意見についての鑑定が実施された。C医師は、被告人は遅くとも事件の二年前には妄想性障害（被害型）にり患していたと診断され、周囲との軋轢が強まる中で被害妄想に基づく恨みや怒りが次第に募って衝動性や攻撃性が亢進していた状態にあり、近隣住民との口論を契機として被害妄想の対象者に対する殺意を抱き本件犯行に至ったと考えられることから、本件犯行時の被告人は妄想性障害により判断能力に著しい程度の障害を受けていたとして限定責任能力を示唆した。

大阪高裁は、本件の具体的事実関係、A、B、C各鑑定の内容および原判決を踏まえて検討した上で、弁護人側の三つの主張につき以下のような見解を示した。第一に、理由のくいちがいについては、「被告人の精神状態が刑法三九条にいう心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって、専ら裁判所の判断に委ねられるべき問題である」とする最高裁昭和五八年九月一三日決定<sup>③</sup>を確認した上で、最高裁平成二二年二月八日決定<sup>④</sup>を参照判例にあげて、「原判決が、被告人の精神状態の生物学的要素及びこれが心理学的要素に与えた影響については基本的にB鑑定に基づいて認定する一方で、法律判断である責任能力については、B鑑定において限定責任能力を認められても不当ではないとの参考意見が付されているとしても、その部分に事実に拘束されることなく、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して認定することは、法律上なんら不当なことではな」く、「原判決は、B鑑定の上

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

記参考意見を採用しない理由についても結論を導いた過程を説示しているのであって、そのような原判決の理由は、矛盾して統一的に理解できないようなものではないことが明らか」とした。第二に、訴訟手続の法令違反の主張についても、鑑定人が責任能力の有無、程度について何らかの意見を表明したとしても、裁判所がこれに事実上拘束されるわけではないことを改めて確認した上で、所論が引用する最高裁判平成二〇年判決は生物学的要素である精神障害の有無および程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無および程度については、専門家たる精神医学者の意見を採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限りその意見を十分に尊重して認定すべき旨を判示しているのであり、それを超えて責任能力の程度の判断について精神医学者の意見に従うべき旨を述べているものではないこと、A、B両鑑定はいずれも限定責任能力を示唆しているが、その理由は診断名を始めたとして全く相違しており、最高裁判平成二〇年判決とは前提が異なっているとして退けた。第三に、事実誤認の主張については、本件各犯行当時の被告人は、被害者らの行動などに対して現実の状況を超える誤った認識や過剰な意味づけなどを含む被害的認識を持っており、これが訂正不能の揺るぎない確信に達していたことは否定できないから二次妄想ないし妄想様観念があったことは認められるとした。しかし、被告人の強固な被害者意識と殺意を抱いた経緯および本件各犯行の動機は十分了解可能であり、二次妄想ないし妄想様観念が妄想性障害の操作的診断基準である妄想に該当する結果、被告人が当時妄想性障害に罹患していたと判断されるとしても、被告人の妄想の実態、程度および被告人の性格傾向を併せて考察すれば、本件各犯行において被告人の有する病的な障害が事理弁識および行動制御能力に著しい影響を及ぼしていたと認めることはできず、完全責任能力の状態にあったとの原判決の認定は相当として是認できるとして控訴を棄却した。

弁護人側は、原判決は前掲最高裁判平成二〇年判決に違反しており、C鑑定意見を尊重して心神耗弱を肯定すべきであったのに完全責任能力を認めた一番の結論を是認した原判決には甚だしい事実誤認があるとして上告した。



## 二 判旨（上告棄却）

「被告人の精神状態が心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であつて専ら裁判所に委ねられるべき問題であるが、責任能力判断の前提となる生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度について、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となつている場合には、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、裁判所は、その意見を十分に尊重して認定すべきである。∴。C鑑定意見によれば、本件犯行当時、被告人が妄想性障害に罹患しており、本件犯行も一定程度その影響を受けたものであることは否定し難いといふべきである。しかしながら、C鑑定意見中、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする部分については、∴、これを採用し得ない合理的な事情が認められ、これと同様の判断を示した上で被告人に完全責任能力を認めた原判決の結論は、当裁判所も是認することができる。」「本件犯行は、長年にわたつて被害者意識を感じていた被告人が、∴被害者らに対する怒りを募らせ、殺意を抱くにまで至り、犯行前夜の∴隣人との口論をきっかけに、この際被害者らの殺害を実行に移そうと決断し、おおむね数年来の計画どおりに遂行したものであつて、その行動は、合目的で首尾一貫しており、犯行の動機も、現実の出来事に起因した了解可能なものである。被告人が犯行当時爆発的な興奮状態にあつたことをうかがわせる事情も存しない。被告人は、妄想性障害のために、被害者意識を過度に抱き、怨念を強くしたとはいへようが、同障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる上、被告人の妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生じたものと考えれば十分に理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事をもつて、判断能力の減退を認めるのは、相当とはいえない。」「被告人が妄想性障害に罹患しており、その障害が本件犯行に一定の影響を与えたことは否定し難いこと、被告人に前科が

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例



医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

同志社法学 六九巻四号

一九四 (一四九四)

ないことなどを考慮しても、被告人の刑事責任は誠に重大であり、原判決が維持した第一審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。」

\*最高裁平成二七年六月一〇日決定Tak/DB文献番号二五五四〇六一八

本件事案につき、被告人の事理弁識能力及び行動制御能力が著しく低下していたとまでは認められないとする原判決は経験則等に照らして合理的なものと言えるなどとした最高裁判決に対し、弁護士側から判決訂正の申立てがなされた。しかし、最高裁は、判決の内容に誤りがあることを発見しないので、刑事訴訟法四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で本件申立てを棄却した。

### 三 研究

#### (一) 問題の所在

本判決の争点は、妄想性障害を有する被告人の刑事責任能力の有無および程度である。本判決は、最高裁が妄想性障害と刑事責任能力判断について初めて判断を下した点で意義があり、後述する責任能力と精神鑑定との関係についての近時の二件の最高裁判例の意義および射程を理解するための素材としても有益で注目されるべき判例である。以下に、本件の争点に関連する学説・判例を概観した上で、本判決を検討する。

## (二) 妄想性障害とは

二審で実施されたC鑑定では、妄想性障害の診断につき、米国精神医学会が作成した精神疾患の診断統計マニュアル（判決文中ではDSM-IV-TRを採用、現在の版はDSM-5）および世界保健機関が作成した国際疾病分類（ICD-10）の診断基準が紹介されている。以下に、DSM-5での妄想性障害の診断基準<sup>⑤</sup>と診断典型例<sup>⑥</sup>の抜粋を示す。なお、前版のDSM-IV-TRでは、妄想の主題によって七型（色情型、誇大型、嫉妬型、被害型、身体型、混合型、特定不能型）に分けられていた。また、ICD-10の診断ガイドライン<sup>⑦</sup>では、妄想あるいは妄想群は少なくとも三カ月間存在することが要求されている。

### 297.1 (F22) 妄想性障害 (Delusional Disorder)

A 一つ（またはそれ以上）の妄想が一カ月間またはそれ以上存在する。

B 統合失調症（290.50 (F20.9)）の基準A（①妄想、②幻覚、③まとまりのない発語、④ひどくまとまりのない、または緊張病性の行動、⑤陰性症状のうち、二つまたはそれ以上の、おのおのが一か月間ほとんどいつも存在し、これらのうち少なくとも一つは①か②か③である）を満たしたことがない。

C 妄想またはそれから波及する影響を除けば、機能は著しく障害されておらず、行動は目立って奇異であったり奇妙ではない。

D 躁病エピソードもしくは抑うつエピソードが生じたとしても、それは妄想の持続期間に比べて短い。

E その障害は、物質または他の医学的疾患の生理学的作用によるものではない。また、醜形恐怖症や強迫症など他の精神疾患ではうまく説明されない。

▼いずれか（被愛型、誇大型、被害型、身体型、混合型、特定不能型）を特定せよ

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

同志社法学 六九巻四号

一九六（一九九六）

※本件被告人がり患していたとされる被害型の妄想性障害は、妄想の中心主題が、陰謀を企てられている、だまされて見張られている、つけられている、毒や薬を盛られている、不当に中傷されている、嫌がらせを受けている、長期目標の遂行を邪魔されるといった確信である場合に適用される。

### 典型診断例

患者は持続的な妄想を有しており、一旦何かが妄想の引き金を引くと、非論理的な結論を導く誤った根拠を持つ驚くほどに奇妙な信念を表明する。妄想的信念は固定されており、合理的な議論にも説得力のある反証にも抵抗する。しかし、精神病はしっかりと隠し通すことができ、人生の他の側面においては驚くほど良好に日々機能することができる。刑事責任に関して、妄想性障害とイデオロギーの間の境界線は、法医学的診断における特に困難なものである。

一般に、妄想性障害は成人期中期から後期にかけて発症し、妄想、すなわち、誤った思い込みは奇異な内容のもではなく、実生活でも起こり得るような状況が含まれる。本件被告人に該当する被害型の妄想性障害は、被害妄想が単一症候的に持続するものである。自分に対し陰謀が企てられている、見張られている、中傷されている、嫌がらせをされているなどと思ひ込み、まれに、想像上の迫害に報復しようとして暴力的な手段に訴えることがあるとされる。犯罪精神医学の見地からは、妄想性障害とされる者は、通常みずから医療を求めることはほとんどないが、周囲とトラブルを繰り返し、社会的・心理的に孤立した生活を送る中で徐々に被害感を強めて最終的に重大な犯罪に至るケースがあり、特に、被害型や嫉妬型は殺人などの重大犯罪と結びつきやすくとされる。しかし、妄想性障害を有する者の刑事責任能力に関しては、診断上の特徴ともされているように、知的活動は保たれ、妄想以外の分別は十分にあり、思考や行動も首尾一貫していることから、外見上の正常さや妄想内容の現実親近性が周囲に過剰な了解をさせうる例があることが指

摘されている。そのため、「見せかけの了解可能性の問題」として判定には慎重な注意を要し、動機に対してどのような妄想がどのような確信度で具体的にどのようなように影響しているのかについて、妄想を抱くに至るまでの機序、本人のパーソナリティなど多角的な視点から整理・検討すべきである。<sup>9)</sup>

### (三) 判例

妄想性障害は、妄想型統合失調症とは異なり、妄想が特定の対象に限定して生じ、妄想の影響もその部分に限られ、その他の部分に関しては健常人と同様の社会生活を送り得るので、「妄想の犯行に対する支配の有無・程度」が責任能力を判断する際の重要なメルクマールになる。<sup>10)</sup>

左記の表は、判例データベース上で検索できた範囲での妄想性障害を有する者の刑事責任能力が争われた判例の一覧である。既述のように、診断基準において妄想性障害と妄想型統合失調症は区別されるため、妄想型統合失調症は除外している。なお、妄想性障害は診断名・診断カテゴリーに変遷があり、本判決と同じ診断名・診断カテゴリーになったのは、DSMではDSM-III-R（昭和六二年、日本語訳は翌年に出版）以降であることに注意が必要である。<sup>11)</sup>

	判決年月日	事件名	診断名	責任能力	備考
①	東京地判昭四九・一一・一三	殺人	パラノイア（妄想病）	心神喪失	
②	東京高判昭五六・六・二一	殺人等	パラノイア	限定責任能力	上告
③	東京地判昭五七・七・二〇	殺人未遂、現住建造物放火未遂	パラノイア（妄想病）	心神喪失	控訴
④	最決昭五八・五・六	殺人未遂	パラノイア	限定責任能力	

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

同志社法学 六九巻四号

一九八（一九九八）

⑤	高松高判昭五九・一二・四	殺人等	パラノイア（妄想病）	限定責任能力	無期
⑥	大阪地判平一・六・二八	傷害	重度のパラノイア	心神喪失	
⑦	千葉地判平二・一〇・一五	殺人	重度の妄想性障害	心神喪失	
⑧	神戸地判平六・五・一〇	殺人等	パラノイア	心神喪失	
⑨	那覇地判平九・七・一八	殺人等	妄想性障害	心神喪失	
⑩	東京地判平九・八・二二	殺人等	（被害）妄想状態 （被害型）	心神耗弱	控訴
⑪	大津地判平一四・四・三〇	殺人等	妄想性障害（被害型）	心神耗弱	
⑫	東京高判平一五・一二・九	現任建造物等放火殺人等	妄想性障害	心神耗弱	無期
⑬	神戸地判平一七・一・二七	現任建造物等放火	妄想性障害	完全責任能力	
⑭	東京地判平一九・二・一四	殺人未遂等	妄想性障害	限定責任能力	
⑮	甲府地判平一九・七・一九	殺人未遂等	妄想性障害	心神耗弱	
⑯	福岡高那覇支判平二二・三・九	殺人	持続性妄想性障害	心神耗弱	
⑰	東京高判平二二・七・一四	殺人	持続性妄想性障害	心神耗弱	裁判員
⑱	東京地判平二二・二・二二	殺人	妄想性障害	心神耗弱	裁判員
⑲	広島地判平二四・三・九	殺人等	妄想性障害	完全責任能力	裁判員 無期
⑳	高松地判平二四・一〇・九	傷害、殺人	妄想性障害	完全責任能力	裁判員
㉑	東京高判平二六・二・二五	傷害致死	妄想性障害軽度精神遅滞	完全責任能力	裁判員

22	広島高判平二六・二・二五	殺人	妄想性障害	心神耗弱	裁判員
23	甲府地判平二六・五・二六	殺人未遂	妄想性障害適応障害	心神耗弱	裁判員
24	横浜地判平二六・八・六	傷害致死	嫉妬型妄想性障害	完全責任能力	裁判員
25	奈良地判平二六・一〇・三一	殺人	妄想性障害(?)	完全責任能力	裁判員
26	最決平二七・一・二八	現住建造物等放火 重過失致死等	持続性妄想性障害	完全責任能力	裁判員
27	最判平二七・五・二五	殺人等現住建造物等放火	妄想性障害	完全責任能力	本件
28	福岡地小倉支判平二七・六・二二	傷害、殺人未遂窃盗等	妄想性障害	完全責任能力	裁判員
29	名古屋地判平二七・六・二六	公務執行妨害傷害等	妄想性障害	完全責任能力	裁判員
30	函館地判平二八・二・一九	殺人未遂、傷害	軽度の妄想性障害	完全責任能力	裁判員
31	広島高判平二八・九・一三	殺人、非現住建造物等放火	妄想性障害	完全責任能力	裁判員 死刑
32	福岡地判平二九・三・二	殺人未遂、放火予備等	妄想性障害	心神耗弱	裁判員

## ア 心神喪失事例

⑦判例は、(DSM-III-Rによる) 重度の妄想性障害にり患した母親が、長男S(当時六歳)の将来を悲観して窒息死させて殺害した事案につき心神喪失による無罪を言い渡した事例である。千葉地裁は、被告人の責任能力の有無の判断について、「右精神障害が全人格的な解体がなく、妄想が中核になるものであるから、その妄想に基づく行為以外

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

の行為については通常責任能力を肯定し、妄想に基づく行為については、その病状の程度、犯行の動機、態様、状況、犯行に至る経緯等の諸事情を総合してその有無を判断すべきである」として、最高裁昭和五九年七月三日決定<sup>13)</sup>で示された従来の統合失調症者の責任能力判断の手法を踏襲し、被告人が単に精神病にり患している点のみならず、被告人の犯行当時の生活状態、犯行の動機、態様等について具体的に認定し、当該精神障害が犯行当時の被告人の精神状態に及ぼした影響について詳細に検討した。そして、「被告人の妄想は、単にS殺害の動機形成について係わっているというに止まらず、殺害行為自体をも強く支配した可能性が高いというべきである。∴。被告人は、Sを殺害する際、これが殺人罪という違法な行為であることを一応認識していたものではあるが、右のような妄想と関連付けなければ、動機は極めて理解し難い不合理なものであり、殺人行為自体についての意識及びその悔悟の念も形式的なものに過ぎず、全体として妄想という精神障害により物事の是非善悪を弁識する能力及びこれに従って行動する能力を欠いていたと認めるのは相当である」と判示した。したがって、⑦判例は、妄想が直接犯行を支配したとまではいえないが、動機形成に強く作用し、かつ妄想自体突飛なもので動機が了解不可能であるとして、妄想が犯行を強く支配していたことを認めて心神喪失としたものである。⑨判例<sup>14)</sup>は、関係・被害妄想を主とする(DSM-IV、ICD-10にいう)妄想性障害にり患していたとされる被告人が、周囲から万引き親子と広く噂をされ、そのため夫の職場から離婚させられるという妄想が拡大発展し、離婚させられるくらいなら自殺しようと考えたが、自分一人で死ぬと夫が子ども二人の面倒を見ることになり夫が困ると思う、子どもたちと一緒に死んでしまった方がいいという動機から、自宅内において殺意をもって就寝中の次男(当時一歳)の前胸部を出刃包丁で突き刺して失血死させ、同様に長男(当時四歳)にも約一八日間の入院加療を要する傷害を負わせた事例である。那覇地裁は、妄想性障害と責任能力の関係について、前掲⑦判例と同様に、「妄想性障害は、精神分裂病(※現在は統合失調症)と異なり自我障害がなくある程度の社会適応能力が認められること、



妄想以外の場面では機能は著しく障害されていないこと等に照らすと、妄想に基づく行為以外の行為については、通常、責任能力が存すると考えられる。しかし、妄想に基づく行為については、その病状の程度、犯行に至る経過、その動機、態様等の諸事情を総合して責任能力の有無・程度を判断するのが相当である」との見解を示した上で、本件は妄想内容自体が犯行に直結するものではないが、被告人の離婚妄想は本件犯行の動機形成に密接に関係しており、被告人は妄想の發展拡大とともに心理的に追い詰められて最終的に犯行に及んだものと認められ、被告人の妄想は、本件犯行の動機形成過程に密接に関係しているに止まらず、本件犯行自体をも強く支配した可能性を否定し難く、妄想性障害のために他行為選択可能性も失われていた可能性も否定できないと結論つけた。そして、心神喪失の状態にあったとまでは断定できないが、被告人に本件犯行当時物事の是非善悪を弁別し、その弁別に従って行動する能力が存在したことには合理的な疑いが残ると言わざるを得ないとして無罪を言い渡した。

なお、判例データベース上は、⑨判例以降、被告人に妄想性障害を認めて心神喪失による無罪判決を言い渡したものはなく、判例は妄想性障害に対して極めて厳しい態度をとっているとの指摘がなされている。<sup>15)</sup>

## イ 心神耗弱事例

⑫判例<sup>16)</sup>は、被告人が、宗教団体A会から嫌がらせを受けているとの被害・嫉妬妄想を抱き、その元凶はA会会員の女性との結婚を世話し同会への勧誘をした仲人夫婦であると思い込んだ末、同夫婦および家族の居宅に侵入して、寝ていた者の布団や火災に気づいて起きてきた者らにガソリンをかけて炎上させるなどして居宅を全焼させた上、一名を死亡させ三名に重傷を負わせた事案につき、被告人は、犯行当時、A会による組織的嫌がらせがあるとの(DSM-IVによる)妄想性障害のため心神耗弱の状態にあったとして完全責任能力を認定した原判決を破棄し、死刑を選択した上で法

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

律上の減輕をして被告人を無期懲役に処した事例である。東京高裁は、被告人は妄想に支配されるところがあつたにせよ、妄想による支配は完全なものではなく理性による行動制御能力がある程度は残されていたものと認められることから、被告人は、犯行当時、妄想性障害のため心神耗弱の状態にあつたと認められると判示した。同様に、<sup>17)</sup> 被告人が、航行中の遊覧船デッキにおいて長男（当時四歳）を溺死させようと考へ、同人の身体を持ち上げてデッキから湖水内に投げ込み落下させたが、夫が湖に飛び込むなどして救助したことから目的を遂げなかつた事案につき、本件犯行当時、被告人が妄想性障害および適応障害のため心神耗弱状態にあつたことなどを理由として執行猶予付判決を言い渡した事例である。甲府地裁は、妄想性障害が本件犯行動機の形成に多大な影響を与えたことは明らかであり、本件犯行当時、被告人は、妄想性障害および適応障害という病氣の影響によって責任能力が著しく減退している心神耗弱の状態にあつたと認められると判示した。

なお、判例は、心身耗弱事例において、「弁識能力および制御能力が著しく減退している状態にあつた」と判示しており、両者をわけて検討したものは見られなかつた。

#### ウ 完全責任能力事例

既述のように、妄想性障害は妄想時以外では日常の社会生活における適応性もよいといった特徴があることから、判例上も、妄想性障害を有する被告人について犯行当時には完全責任能力があつたと判断した事例が多い。<sup>18)</sup> 判例は、同じ老人ホームに入所する女性と交際していた被告人が、同女性が他の入所男性と浮気をしているとの妄想を伴う（嫉妬型）妄想性障害にり患し、同女性に対し顔面を拳で殴打するなどの暴行を加えて傷害を負わせ、浮気相手と妄想した男性に対し殺意をもって胸部等をナイフで突き刺すなどして殺害した事案である。高松地裁は、「(被告人の)被害女性

や被害男性に対する嫉妬心から各犯行に及んだという動機が十分了解可能で人格親和的であると認められること、特に、殺人の犯行については、凶器を準備するなどして、心臓にほど近い部分を一撃のうちに突き刺すといった合目的な行動に出ていることなどの事情を考慮すれば、妄想性障害によって、被告人の是非弁別能力及び行動制御能力が著しく減退してなどいなかったことは明らかである」と判示して、被告人に完全責任能力を認めた。

他方、被告人に完全責任能力を認めたものの、妄想性障害の影響があったことを量刑事情に考慮したものととして<sup>19)</sup>判例がある。<sup>19)</sup>判例は、自動車工場の元従業員である被告人が、同工場敷地内で普通乗用自動車を暴走させ、従業員らに次々と衝突して一人を殺害し、一人に重軽傷を負わせた事案において、被告人の精神障害は犯行に相当程度の影響を及ぼしているがその程度は著しいものには至っていないから、被告人は犯行時完全責任能力を有していたものと認められるとして無期懲役に処した事例である。広島地裁は、精神鑑定を踏まえて検討した結果として、「本件犯行には、妄想性障害という精神障害が相当程度の影響を及ぼしているものの、本件犯行は、性格や人生観など被告人の人格に基づく判断によって行われたといえる部分がおおきいものであったといえる。そうすると、本件精神障害は犯行に相当程度の影響を及ぼしているが、その程度は著しいものには至っていないと認められる」と判示して被告人に完全責任能力を認めた。しかし、量刑事情において、「本件は死刑の選択も検討されるべき事案といえる。…犯行の動機の形成には、妄想性障害が相当程度影響している。また、その治療の可能性を否定できないから、被告人に改善可能性がないとも判断できない」などとして死刑を回避して無期懲役を言い渡した。同様に、<sup>20)</sup>判例は、被告人が、予備校自習室において殺意をもって被害者の左胸部等を包丁で複数回突き刺すなどした殺人未遂等の事案につき、裁判所は、「かなり強い殺意に基づく生命侵害の危険性が高い犯行であって、被害者の傷害結果も重大であるが、妄想性障害の影響下での衝動的犯行という側面もある」ことを考慮して懲役一〇年を言い渡した。また、<sup>21)</sup>判例も、

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

被告人が、現行犯人として逮捕するため被告人を取り押さえた巡査部長による身体拘束を解こうとして他人の右腰に装着された拳銃入れから拳銃を抜き出し、他人に対して弾丸一発を発射し右上腕部に命中させて傷害を負わせ職務の執行を妨害するなどした事案につき、裁判所は、「妄想性障害は動機形成にある程度の影響があった」として量刑事情の中で障害の影響を考慮している。

#### 四 本判決の検討

##### (一) 刑事責任能力判断と精神鑑定意見に関する近時の二つの最高裁判例

##### ア 最高裁判成二〇年判決

弁護人側が控訴理由の中で引用した最高裁判成二〇年四月二五日判決は、精神鑑定の信用性の評価と刑事責任能力判断のあり方が問われたものである。既述のように、刑法三九条にいう心神喪失・心神耗弱は法律上の概念であり、被告人が心神喪失者・心神耗弱者であるか否かという責任能力の有無の判断もまた法律判断であって、司法精神医学の観点からなされた精神鑑定の結果は裁判所を拘束しないことが判例上確認されている（不拘束説<sup>2)</sup>。最高裁は、本判決において、「生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度については、その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となつている場合には、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があつたりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべきものというべきである」と判示して、精神鑑定をどの程度尊重すべきかについて具体的な言及は行っていないものの、精神鑑定という証拠の証明力

に一定の指針を与えたとして注目を集めた。<sup>23)</sup>したがって、最高裁平成二〇年判決は、裁判所は、専門家が経験科学的・臨床的に述べる意見を採用しない場合にはそれだけの合理的な根拠が必要であり、とりわけ臨床精神医学の本分である精神障害の有無および程度に関する精神医学の専門的知見に基づく意見については、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じた場合や、鑑定の前提事実が裁判所の認定したものと異なるなど鑑定の前提条件に問題があるような場合を除き、原則としてその意見は十分に尊重されるべきであるとの実務上の一般的な理解を確認したものとされている。<sup>24)</sup>

## イ 最高裁平成二二年決定

二審が参照判例にあげた最高裁平成二二年二月八日決定は、精神鑑定の一部を採用した場合と刑事責任能力の有無・程度の判断が問題となった。司法精神医学の専門家による鑑定や証言は、責任能力判断において重要な資料となる。しかし、既述のように、責任能力の有無・程度の判断は法律判断であり、前掲最高裁昭和五九年決定において確認されたように、責任能力の有無・程度の判断は、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべきとする「諸事情の総合判断」という基準が判例上確立されている。最高裁平成二二年決定は、不拘束説に立つことを前提とした上で、弁護人が上告趣意において引用した前掲最高裁平成二〇年判決を確認し、「専門家たる精神医学者の精神鑑定等が証拠になっている場合においても、鑑定の前提条件に問題があるなど、合理的な事情が認められれば、裁判所は、その意見を採用せずに、責任能力の有無・程度について、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定することができる」として、最高裁昭和五九年決定にいう諸事情の総合判断の枠組みを維持することを明示的に判示した。そして、「裁判所が精神鑑定の一部を採用した場合においても、責任能力の有無・程度について、当該意見の他の部分に事実上拘束されることなく、上記事情を総合して判定することができる

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

るといふべきである」として、鑑定結果を参考にしつつも、最終的には裁判所が検討・判断すべきであると認める立場を示したものである。

## (二) 本判決の検討

本件についてみると、最高裁は、「C鑑定意見によれば、本件犯行当時、被告人が妄想性障害に罹患しており、本件犯行も一定程度その影響を受けたものであることは否定し難いといふべきである」としており、生物学的要素である精神障害が存在し、これが心理学的要素に一定程度の影響を与えたという限度ではC鑑定意見を十分に尊重している。しかしながら、最高裁は、C鑑定意見は、被告人と被害者側との長年にわたる確執、それが深刻になった地域的社会的背景要因、被告人の元来の性格特徴と動機形成との関連性など、本件犯行に特有な事情について十分な考察がないまま結論を下しているとの原判決の指摘を支持して、「C鑑定意見中、被告人が、妄想性障害により、その判断能力に著しい程度の障害を受けていたとする部分については、…、これを採用し得ない合理的な事情が認められ」として同鑑定意見を採用しなかった。本件では、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたわけではないが、妄想性障害が被告人の判断能力に与えた影響の程度に関する判断の前提となる事実についての鑑定人の認定および評価、すなわち、C医師が、被告人が七名もの人間を連続的に殺害するというのは尋常なことではなく、妄想性障害の影響で衝動性や攻撃性が高まっていたところに、きっかけとなる隣人との口論があつて爆発的に興奮したからこそできたのではないか、その原因となる妄想性障害がなければ本件犯行は行われなかったのではないかという趣旨の意見が、被告人の生来の性格傾向、被告人が供述するところの動機の了解可能性、唯一の精神症状である妄想の内容、合目的で首尾一貫した犯行態様、犯行時の記憶に大きな欠落がないという事情からすれば、「妄想性障害が本件犯行に与えた影響はその限度にとどまる上、被



告人の妄想の内容は、現実の出来事に基礎を置いて生じたものと考えれば十分に理解可能で、これにより被害者意識や怨念が強化されたとしても、その一事をもって、判断能力の減退を認めるのは、相当とはいえない」とする裁判所の認定および評価と異なったため、C鑑定意見を採用し得ない理由となった<sup>(25)</sup>。この最高裁の判断に対して、本件において、最高裁はC鑑定意見を退けるのに十分な合理的事情があると説明として不十分である、妄想性障害の特徴に鑑みれば、被告人の行動や動機における了解可能性という判断基準が妄想性障害の影響の有無を判断するのに適しているかは疑問であるなどとする批判<sup>(26)</sup>がなされている。たしかに、責任能力の判断基準として、専ら心理学的方法を用いるのではなく混合的方法を用いる以上、精神鑑定の結果を尊重することが望ましく、実務においてもそのような運用がなされているが、既述のように、被告人の責任能力の有無は法律判断であつて専ら裁判所に委ねられるべき問題である以上、裁判所が精神医学の専門家たる鑑定人の意見を参考にしつつ本件事案につき慎重にかつ丁寧に行つた諸事情の総合判断の結果が尊重されるべきであろう。そして、本件被告人は、犯行当時、妄想性障害による被害妄想に支配された状態に陥っていたわけではなく、同障害の影響を一定程度受けていたとはいえ被告人自身の判断によつて行われた部分が大きいのであるから、被告人に完全責任能力を認めた最高裁の結論は支持できる。

## 五 本判決の意義

本判決は事例判断ではあるが、妄想性障害にり患した者の刑事責任能力判断につき、最高裁が初めて解釈を示した点で注目される。既述のように、妄想性障害の場合、「妄想の犯行に対する支配の有無・程度」が責任能力を判断する際に重要な基準となるが、本判決は、妄想性障害という精神障害が本件犯行に及ぼした影響と被告人の本来の人格傾向と

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例



犯行との関連性の程度について事案を丁寧に検討した上で結論を導いており、その判断手法は、今後の下級審判例、特に、分かりやすさが求められる裁判員裁判において大きな影響を与えると思われる<sup>(28)</sup>。また、責任能力判断の際の精神鑑定意見の取り扱いについて、最高裁は、近時の最高裁判例を含む従来の判例の判断枠組み・方法を確認・踏襲した上で、妄想性障害が被告人の判断能力に与えた影響の程度に関する判断の前提となる事実について鑑定人と裁判所の認定が異なる場合に、鑑定意見の一部を採用し得ない合理的な事情が認められるかどうかにつき詳細な検討を行い、鑑定意見の結論を導く過程に問題があるとしてこれを採用し得ない合理的な事情が認められるとしており、鑑定の前提条件に問題があるか否かを判断する際に考慮する事情を具体的に示した点に意義がある<sup>(29)</sup>。

妄想性障害は、責任能力判断が争われる事案でよく検討される妄想型の統合失調症とは異なり、妄想が特定の対象に限定して生じ、妄想の影響もその部分に限られるという特徴を有することから、本判決により、実務において、鑑定意見の取り扱いも含めて疾患の特徴に配慮した丁寧な判断がなされることを期待したい。

本判決の評釈等として、以下のものがある。浅田和茂「精神医学者の鑑定結果を採用せず死刑を言い渡した原判決が維持された事例」新・判例解説 Watch ◆刑法 No.108 (二〇一六年) 一頁、岡上雅美「医師の鑑定意見を採用し得ず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例」ジュリスト平成二七年度重要判例解説(二〇一六年) 一四九頁、同「妄想性障害と責任能力―責任能力の体系的地位にも関連させて―」井田良他編集『浅田和茂先生古稀祝賀論文集「上巻」』(成文堂、二〇一六年) 二八二頁以下、豊田兼彦「精神医学者の意見を採用し得ない合理的な事情が認められた事例」法学セミナー七二九号(二〇一五年) 一二九頁、前田雅英「責任能力の総合判定」捜査研究七七四号(二〇一五年) 五五頁、安田拓人「責任能力の具体的判断」判例セレクト二〇一五「I」二八頁、山中友里「妄

想性障害に罹患していた被告人が実行した殺人、殺人未遂等の事案につき、精神科医の鑑定意見を採用し得ない合理的な事情が認められた事例」年報医事法学三二号（二〇一六年）一六三頁。

- (1) 表出性言語障害とは、言葉の理解は年齢相応で、話すことに遅れが見られるコミュニケーション障害の一種をいう。
- (2) 刑集六二巻五号一五五九頁。本判決の評釈として、拙稿「責任能力判断と精神鑑定」明治学院大学法科大学院ローレビュー一一号（二〇〇九年）一一一頁。
- (3) 最高裁判所裁判集刑事三三二号九五頁。
- (4) 刑集六三巻一一号二八九頁。本決定の評釈として、拙稿「精神鑑定の一部を採用した場合と責任能力の有無・程度の判断」判例セレクト二〇一〇〔I〕三三頁。
- (5) 高橋三郎＝大野裕監訳『DSM-5精神疾患の分類と診断の手引き』（医学書院、二〇一四年）四三―四四頁。
- (6) アレン・フランセス著、大野裕他訳『精神疾患診断エッセンスDSM-5の上手な使い方』（金剛出版、二〇一四年）二二七―三〇頁。
- (7) 融道男他監訳『精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン』（医学書院、一九九三年）一〇七―一〇八頁。
- (8) メルクマニユアル家庭版より。
- (9) 安藤久美子＝岡田幸之「パラノイア／妄想性障害と司法精神医学」臨床精神医学四二巻一号（二〇一三年）一〇一―一〇五頁。
- (10) 大コンメンタール刑法第三版四五三頁。
- (11) 針間博彦「妄想性障害とその周辺」DSM-IVとDSM-5」臨床精神医学四二巻一号（二〇一三年）一三頁。
- (12) 千葉地裁平成二年一〇月一五日判決判例タイムズ七七一号二八三頁。
- (13) 刑集三八巻八号二七八三頁。
- (14) 那覇地裁平成九年七月一八日判決JcaMDB文献番号二五四二〇五一七。
- (15) 岡上雅美「妄想性障害と責任能力 責任能力の体系的地位にも関連させて」井田良他編集『浅田和茂先生古稀祝賀論文集「上巻」』（成文堂、二〇一六年）二九一頁。
- (16) 東京高裁平成一五年二月九日判決高等裁判所刑事裁判速報集（平一五）一一三頁。

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

同志社法学 六九巻四号 二〇九（二五〇九）

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

同志社法学 六九巻四号

二二〇(一五二〇)

- (17) 甲府地裁平成二六年五月二六日判決 LexDB 文献番号二五五〇四〇八五。
- (18) 高松地裁平成二四年一〇月九日判決 LexDB 文献番号二五四三〇七一一。
- (19) 広島地裁平成二四年三月九日判決 LexDB 文献番号二五四〇九一一〇。
- (20) 福岡地裁小倉支部平成二七年六月二二日判決 LexDB 文献番号二五五四〇八七四。
- (21) 名古屋地裁岡崎支部平成二七年六月二六日判決 LexDB 文献番号二五五四〇七三〇。
- (22) 前掲最高裁昭和五八年九月一三日決定。ただし、本決定は、鑑定の資料となった客観的事実について誤りがなく、かつ、医学上合理的な方法と客観性をもった明確な基準で鑑定がなされているかぎり、その結果についてまで拘束性が否定されるとしたわけではないと解すべきとするものとして、大谷實・刑事訴訟法判例百選「第五版」一六三頁。
- (23) しかし、その後の差戻審(東京高裁平成二二年五月二五日判決判例時報二〇四九号一五〇頁)は、最高裁が基本的に信用するに足りるとした二件の精神鑑定を排斥し、従来の指針、すなわち、前掲最高裁昭和五九年決定にいう「責任能力の有無・程度については、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべき」であるとすると「諸事情の総合判断」という枠組みに戻っていることに注意が必要である。
- (24) 前田巖・最高裁判所判例解説刑事篇平成二〇年度三三〇頁以下。
- (25) 判例タイムズ一四一五号七八―七九頁の本件解説。
- (26) 岡上雅美「医師の鑑定意見を採用し得ず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例」ジュリスト平成二七年度重要判例解説(二〇一六年)一五〇頁。この見解を支持するものとして、浅田和茂「精神医学者の鑑定結果を採用せず死刑を言い渡した原判決が維持された事例」新・判例解説 Watch ◆刑法 Vol.30No.2(二〇一六年)一九九頁。「犯行の了解可能性」の概念の理解は法律家と精神科医によって異なる」とがあり、このような判断権者の主観が大きく影響する概念を判断資料として用いる際には裁判所は慎重な検討を行わねばならず、一見了解可能なように見えても実はそうではない場合に誤った判断をしないために、鑑定人の鑑定意見を十分に尊重する必要があるとする見解として、山中友里「妄想性障害に罹患していた被告人が実行した殺人・殺人未遂等の事案につき、精神科医の鑑定意見を採用し得ない合理的な事情が認められた事例」年報医事法学二二号(二〇一六年)一六七頁。また、妄想性障害であるがゆえにその被害者意識・怨念が固定化・強化されて撤回不可能な程度に達していた(そのために殺意を抱くに至った)とすれば、弁識能力が著しく限定していたか、少なくともその弁識に従って制御する能力が著しく限定していた疑いは否定できないとする見解として、浅田・前掲註(26)四頁。
- (27) 西田典之他編集『注釈刑法第一巻総論』(2)〔有斐閣コンメンタール、二〇一〇年〕六一七頁。

(28) 本判決は、裁判員裁判も含めた近時の判例において完全に定着している、精神障害の犯行に及ぼした影響と被告人の本来の性格との関連性の双方からの説明可能性を踏まえた責任能力の具体的判断の一例を示したものととして価値は高いとする見解として、安田拓人「責任能力の具体的判断」判例セレクト二〇一五「I」二八頁。

(29) 同様の見解として、豊田兼彦「精神医学者の意見を採用し得ない合理的な事情が認められた事例」法学セミナー七二九号（二〇一五年）一二九頁。

医師の鑑定意見を採用せず、妄想性障害に罹患していた被告人に完全責任能力があるとされた事例

同志社法学 六九卷四号

二二一（二五一一）